

第1回小林製薬の紅麴配合食品にかかる大阪市食中毒対策本部会議

- 1 日 時 令和6年4月3日（水）11:00～11:55
- 2 場 所 大阪市役所5階 特別会議室
- 3 出席者 横山市長、山本副市長、健康局長、健康局首席医務監、健康局総務部長、健康局生活衛生担当部長、保健所長、保健所生活環境担当部長、政策企画室市民情報部長、（地独）大阪健康安全基盤研究所微生物部長、（地独）大阪健康安全基盤研究所衛生化学部長

4 議事及び要旨

（1）「小林製薬の紅麴配合食品にかかる大阪市食中毒対策本部」の設置について

- ・大阪市食中毒対策要綱第14条第2項の規定に基づき、「小林製薬の紅麴配合食品にかかる大阪市食中毒対策本部」（以下「食中毒対策本部」という。）を設置することを決定した。
- ・食中毒対策本部の本部会議メンバーは横山市長を本部長、山本副市長を副本部長とし、健康局長、健康局首席医務監、健康局総務部長、健康局生活衛生担当部長、保健所長、保健所生活環境担当部長、政策企画室市民情報部長、（地独）大阪健康安全基盤研究所微生物部長、（地独）大阪健康安全基盤研究所衛生化学部長により構成し、必要に応じ専門家にも参加を依頼することを決定した。
- ・食中毒対策本部に、本市食品衛生監視員等13名からなる調査チームを設置し、回収確認（流通調査）、健康被害者調査、原因究明調査等を実施することを決定した。
- ・食中毒対策本部の事務局は健康局総務課及び生活衛生課が担当することを決定した。

（2）小林製薬の紅麴配合食品に対する大阪市の対応の経過について

- ・3月22日に小林製薬から大阪市保健所が報告を受けてから4月3日までの対応経過について確認した。

（3）調査方針について

- ・原料（紅麴）、小林製薬の3製品、小林製薬以外の製品のそれぞれにつ

いて調査方針を決定した。

- ・回収命令・流通調査、健康被害者調査、原因究明調査（原料・製品）のそれぞれについて、調査方針を決定した。

（４）食品衛生法第 59 条に基づく回収命令を行った 3 商品の状況について

- ・ 4 月 1 日 22 時時点における小林製薬に寄せられている相談件数、4 月 1 日 22 時時点における医療機関受診数等の健康被害状況、4 月 1 日時点の小林製薬の 3 製品の回収状況について確認した。

（５）その他（非公開）

- ・構成員で意見交換を行った。